平成２５年（フ）第２０５１号
横浜市旭区万騎が原104番地13　ｓｐｉｃａ二俣川401
債務者　久保田和仁
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１号
長崎県平戸市田平町福崎免148番地、従前の住所長崎県松浦市御厨町池田免361番地１
債務者　本山　郁恵（旧姓渡口）
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２５年（フ）第９０３号
東京都青梅市梅郷６丁目1460番地の３ナイスイン梅乃郷101
債務者　吉田　里奈
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１９１９号
福岡市南区花畑２丁目11番５号
破産者　太田建設株式会社
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７８１号
福岡県福岡市中央区高砂１丁目５番15号
破産者　株式会社新栄商会
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４６号
鹿児島県鹿屋市寿４丁目５番51号　サルヴァトーレ寿306号、前住所鹿児島県鹿屋市新川町934番地２　サンセットビレッジ新川Ｂ棟303号
破産者　馬庭　真由（旧姓西村）
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第６３０号
東京都世田谷区上祖師谷２丁目７番13号
破産者　株式会社トイックス
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６３１号
東京都町田市鶴川５丁目４番地２の106
破産者　鍛治　　誠
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２４８号
愛知県稲沢市小沢３丁目12番23―201号
破産者　株式会社アレスインターナショナル
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２３１号
京都府京田辺市河原里ノ内52番地
破産者　株式会社都研コンサルタント
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４５号
京都市上京区中立売通裏門東入多門町440番地６
破産者　ピービーキャピタルファンドジャパンインベストメント有限会社
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９４号
神戸市北区緑町２丁目３番20号
破産者　株式会社アーカム
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４２号
秋田県北秋田市米内沢字出向47番地
破産者　株式会社ラポールたきや
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６号
山形県鶴岡市湯温海字湯の里136番地５
破産者　株式会社たび問屋
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第４１号
福島県田村市大越町上大越字曲田原89番地
破産者　有限会社田村部品
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第３３９号
神奈川県厚木市愛名538番地７
破産者　有限会社ジー・エフ・ティー
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第８６号
山梨県中巨摩郡昭和町清水新居942番地
破産者　株式会社オーフジ
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６０号
岐阜県各務原市鵜沼西町２―118―１　グレイスヴィラＳ202号室、住民票上の住所岐阜県郡上市白鳥町向小駄良1051番地
破産者　アルベルゴサンノウこと　高橋　　強
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３２４号
静岡市駿河区丸子5198番地の２
破産者　有限会社トリーベル電気工業
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５３号
滋賀県東近江市五個荘竜田町377番地
破産者　有限会社小杉農園
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部